

一般社団法人 宇治青年会議所
【基金運用規程】

第 1 章 総 則

(定 義)

第1条 一般社団法人宇治青年会議所基金（以下基金と称す）とは、入会金、寄付金、特別会員終身会費、その他必要により積み立てたものをいう。

(目 的)

第2条 基金は、この会議所の恒久的運営のための財政的基礎の確立のために設ける。

第 2 章 運 用

(運 用)

第3条 基金の運用は、理事会の決議によるものとし、その結果は理事長が総会に報告し承認を得なければならない。

(使 用)

第4条 基金は、原則として経常費に使ってはならない。但し、基金から生じた果実については、これを経常費として運用することを妨げない。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、1986年6月4日より実施する。

この規程は、1994年1月1日より実施する。

この規程は、2001年1月1日より実施する。